

各種社会福祉手当制度のご案内

田原市では、子どものための手当や障害者（児）のための手当など、さまざまな手当制度を設けています。ぜひ、ご利用ください。

子どものための  
手当制度

児童手当

児童手当制度が改正され、平成16年4月分の手当から、児童手当支給対象年齢が「義務教育就学前」から「小学校第3学年修了まで」に延長となりました。

支給額【月額・子ども一人あたり】

区分	改正前	改正後
対象年齢	義務教育就学前まで（6歳到達後の最初の年度末まで）	小学校第3学年終了まで（9歳到達後最初の年度末まで）
手当月額	第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	現行通り

所得により支給制限があります。

現在、児童手当を受けている方は「額改定請求書」が、受けていない方は「認定請求書」の提出が必要となります。平成16年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日または、支給要件に該当した日にさかのぼって受給することができます。該当する方は、必ず申請してください。

児童扶養手当

母子家庭の方、または父が重度の障害（1・2級程度）をもつ家庭の方が対象。お子さんが18歳に達した年度の未まで支給されます。ただし、公的年金の受給者と、児童が父の障害年金の加算対象になっているときは適用除外となります。

支給額【月額】

区分	支給額
1人	全額支給 41,880円
	一部支給 9,880円 ～41,870円
2人	全額支給 46,880円
	一部支給 14,880円 ～46,870円
3人～	1人につき3,000円加算

所得により支給制限があります。  
平成16年4月から額が変更になりました。



特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満のお子さんを養育している方が対象。支給額【月額】

区分	支給額
1級（重度）	身体障害者手帳1・2級程度または療育手帳A程度の方 50,900円
2級（中度）	身体障害者手帳3・4級程度または療育手帳B程度の方 33,900円

所得により支給制限があります。  
平成16年4月から額が変更になりました。

愛知県遺児手当

母子・父子家庭、または両親が重度の障害（身体手帳の1・2級、療育手帳A判定）をもつ家庭の方が対象。お子さんが、18歳に達した年度の未まで支給されます。

所得により支給制限があります。  
支給額【月額・子ども一人あたり】  
4500円

田原市遺児手当

母子・父子家庭、または両親が重度の障害（身体手帳の1・2級、療育手帳A判定）をもつ家庭で、お子さんとともに田原市に住所を有する方が対象。お子さんが、18歳に達した年度の未まで支給されます。

所得により支給制限があります。  
支給額【月額・子ども一人あたり】  
5000円

これらの制度の必要な手続きは、それぞれ異なります。詳しくは直接お問い合わせください。

児童課（田原福祉センター）  
☎ 23局3513